

下水道使用料金体系改定のお知らせ

公共下水道（取手地方広域下水道組合を除く）、 農業集落排水、コミュニティ・プラント ご利用の皆さまへ

1月及び2月発行の広報でお知らせしたとおり、平成20年4月使用分から下水道使用料金体系が改定されます。これまで、「公共下水道」と「旧伊奈町農業集落排水およびコミュニティ・プラント」と「旧谷和原村農業集落排水」で、それぞれ別々だった料金体系が、一つの料金体系になります。（取手地方広域下水道組合の公共下水道については、これまでのとおりで改定はありません。）

【新しい料金表（月額）について】

（消費税込額）

区 分	基本料金	従量料金（汚水排水量 1立方メートルにつき）					
		1~10 m ³	11~20 m ³	21~30 m ³	31~50 m ³	51~100 m ³	101 m ³ 以上
一般汚水	525.0 円	73.5 円	136.5 円	147.0 円	157.5 円	168.0 円	178.5 円
一時使用汚水	基本料金なし。汚水排水量 1立方メートルにつき 178.5 円（公共下水道のみ適用されます）						

〔汚水排水量とは〕

- ・上水道で検針した使用水量を汚水排水量としています。
- ・自家水を使用している一般家庭は、自家水だけの場合でも、自家水と上水道を併用している場合でも、世帯員1人当たり6 m³の汚水を排水しているものとして、その世帯人員数分を汚水排水量とします。
- ・自家水を使用している事業所は、自家水用に検針メーターを取り付けていただきます。メーターを検針させていただき、その使用水量を汚水排水量とします。自家水と上水道を併用している場合は、それぞれの使用水量を合算し、汚水排水量とします。

〔上水道と自家水の検針について〕

- ・2カ月に1回の隔月ごとに検針します。
- ・旧伊奈町の区域（みらい平駅周辺の陽光台・紫峰ヶ丘地区を除く）・・・・・・偶数月の20日～月末
- ・旧谷和原村の区域（みらい平駅周辺の陽光台・紫峰ヶ丘・富士見ヶ丘地区を含む）・・・・奇数月の20日～月末

〔使用料の請求・納付について〕

- ・納付書は、2カ月に1回の隔月ごとに送付します。
- ・検針の区域ごとに、検針月の翌月20日頃に、検針月の前月分と検針月の当月分の2カ月分2枚の納付書を、まとめて送付します。
- ・現金納付の場合は、2枚の納付書に記載されているそれぞれの納期限（検針月の翌月末と翌々月末）ごとに分けて納付することができます。また、最初の納期限にまとめて納付することもできます。
- ・口座振替納付の場合は、毎月の納期限に指定の口座より引き落とします。
- ・納期限は毎月の月末ですが、納期限が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日となります。

【料金の算出例について】

上水道の検針水量（2ヶ月分）が45 m³の場合

1ヶ月あたりの使用水量の算出〔2分の1にして、1ヶ月ごとの水量とします。端数は前月分へ加算します。〕

$$45 \text{ m}^3 \div 2 = 22.5 \text{ m}^3$$



検針月の前月分 23 m³

基本料金 525 円 + 従量料金 2,541 円 = 3,066 円

検針月の翌月末が納期限

検針月の当月分 22 m³

基本料金 525 円 + 従量料金 2,394 円 = 2,919 円

検針月の翌々月末が納期限

従量料金の算出

1 ~ 10 m ³	73.5 円 × 10 m ³ =	735 円①
11 ~ 20 m ³	136.5 円 × 10 m ³ =	1,365 円②
21 ~ 30 m ³	147.0 円 × 3 m ³ =	441 円③
	147.0 円 × 2 m ³ =	294 円④
23 m ³	合計額 ① + ② + ③ =	2,541 円
22 m ³	合計額 ① + ② + ④ =	2,394 円

〔1円未満の端数は切り捨てます〕